

日本セキュリティ・マネジメント学会 会費等に関する細則

JSSM-3-001 2005.05.12 制定
 2013.06.22 改定
 2017.07.30 改定
 2021.11.26 改定
 2024.06.03 改定

1. 目的

この細則は、学会定款に定める事項のうち、入会金や会費に関連する事項についての詳細を定める。

2. 入会金および年会費

正会員の入会金は1,000円とし、学生会員の入会金はその半額とする。賛助会員は入会金を要しない。

正会員の年会費は9,000円、学生会員の年会費は1,000円とする。賛助会員の年会費は一口につき50,000円とする。

正会員もしくは学生会員が、10月以降に入会する場合は、初年度の年会費を半額とし、年が明けて1月から3月までの入会者については、当該初年度の年会費を免除するものとする。

学生会員が、卒業、修了または退学等により、学生の身分を喪失した場合は、学生の身分を喪失した次の年度より正会員として年会費を納入するものとする。また、年会費請求時において、学生の身分を証する書面等により学生の身分を確認できない場合は、正会員として年会費を納入するものとする。

会員種類	入会金	入会時期	初年度年会費	次年度以降年会費
正会員	1,000円	4月～9月	9,000円	9,000円
		10月～12月	4,500円	
		1月～3月	0円	
学生会員	不要	4月～9月	1,000円	1,000円
		10月～12月	500円	
		1月～3月	0円	
賛助会員	不要	常時	一口50,000円	一口50,000円

3. 支払期日

会費は前納とし、3月末日（自動振替の場合は4月1日）までに納入するものとする。

事情により後納を希望する場合は、事務局に届け出るものとする。

年会費を期日までに納入しない場合、会員としての特典が受けられないものとする。

4. その他

この改廃は、総務部会長の発案により、理事会が決定する。

付則 この細則は、2024年6月3日より施行する。